

川崎・横浜公害保健センターに係る 事業の見直し及び 今後の在り方について

説明会資料



1 川崎・横浜公害保健センターの概要

(1)法人概要

- ア 所在地 川崎区日進町23番地
- イ 法人名称 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター(以下、「センター」という。)
- ウ 設立目的 センターは、川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害被認定者(以下、「被認定者」という。)の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的とする。
- エ 沿革 昭和52年2月10日 財団法人川崎・横浜公害保健センターの設立
昭和53年4月1日 事業開始
- オ 出捐金 10,000千円(川崎市6,660千円、横浜市3,340千円)
- カ 建物 法人所有
- キ 土地 現・(独)都市再生機構から川崎市が無償で借り受け法人へ貸与

(2)現在実施している事業

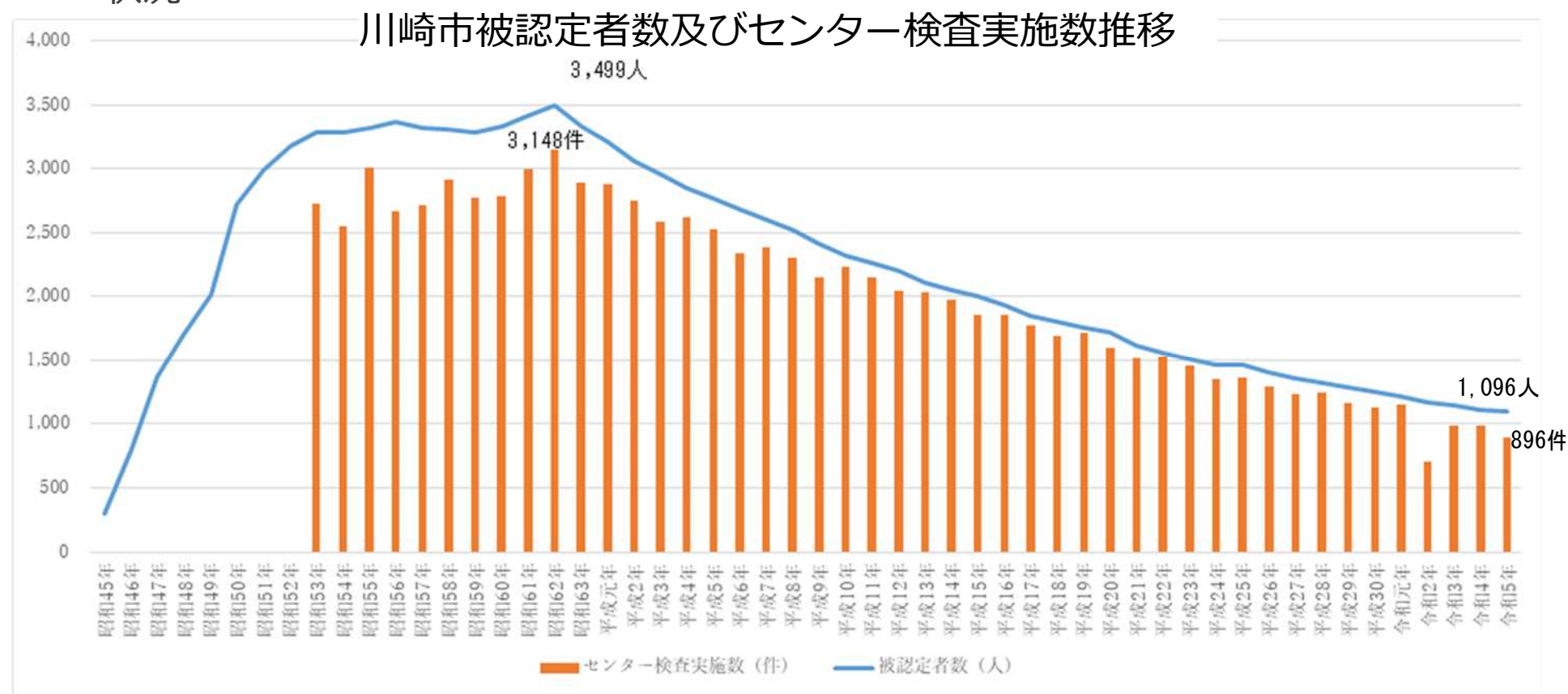
事業名	対象	事業概要	受託状況
検査・検診事業	被認定者	認定更新及び障害程度の見直しに必要な医学的検査の実施	川崎市・横浜市
呼吸機能訓練	被認定者・地域住民	医師等の講師が療養指導や呼吸機能訓練等を実施	川崎市
呼吸器健康相談	地域住民	医師等が呼吸器疾患に関する相談及び指導を実施	川崎市

2 現状の課題・状況の変化①

(1) 被認定者の状況

ア 被認定者は徐々に減少傾向にあるものの、年齢構成は40歳・50歳代で約半数
⇒被認定者への各種補償等の継続のため、事業の継続が重要

イ 被認定者の障害程度の見直しに関しては、現状見直しとなる事例は非常に少ない状況



2 現状の課題・状況の変化②

(2) 医学的検査の実施状況

- ア 川崎市では医学的検査の受入は主にセンターで行ってきたが、とりわけ、新型コロナウイルス感染症を契機に、希望する被認定者が近隣の医療機関で受検する事例は増加傾向にある。
- イ センターで医学的検査を受け入れても、所見がある場合、センターでは治療ができないため、被認定者に対して検査結果を提供するとともに、かかりつけ医への速やかな受診を推奨している状況である。

(3) 議会・行財政改革推進委員会からの指摘

- ア 川崎市議会からは、医学的検査数が減少傾向にあることや、センターが実施する事業を担えるその他の医療機関等が増加していることなどから本市に対してその在り方を含めて検討するよう求められた。
- イ 令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果として、「法人は被認定者以外の方も含め市民向け事業の拡大を検討するか、組織の存続自体の検討が必要である」との意見が出され、さらに、令和5年度の審議結果では、「法人の廃止という整理もあり得る」などと指摘された。

3 具体的検討①

現状の課題や状況の変化を踏まえながら、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に基づき、総合的に検討(併せて事業の見直しを検討)

(1) 医学的検査

ア 状況変化等

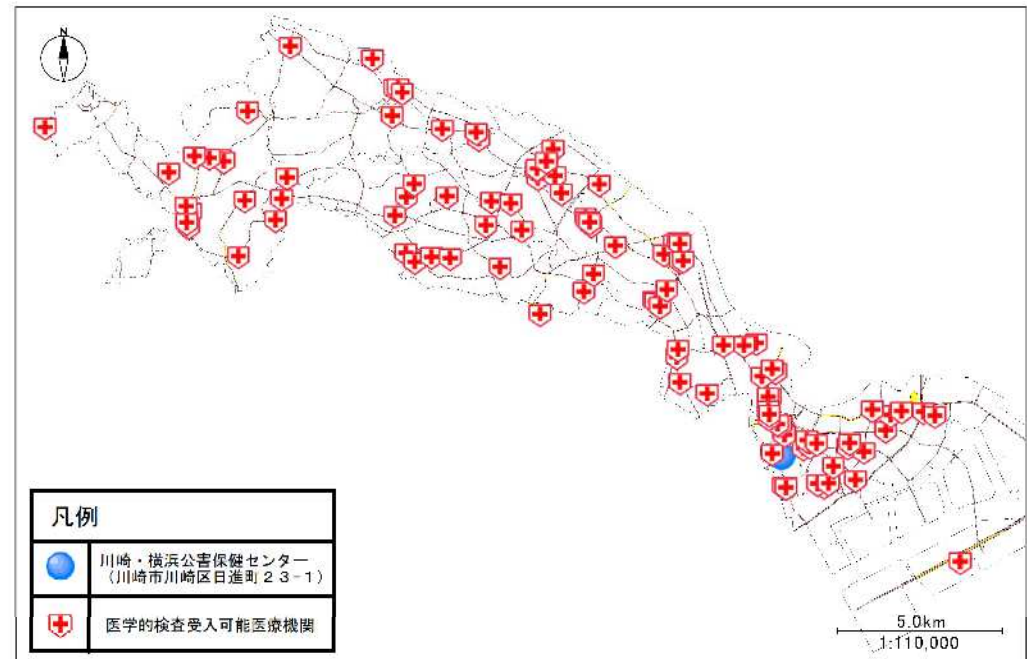
(ア) 川崎市では、市医師会と連携して、市内医療機関の調査を実施
105の市内医療機関が受入同意
(令和6年8月時点)

イ 今後の方向性

(ア) 民間医療機関等を活用することで、被認定者がより身近な医療機関で受検が可能となるほか、所見ある場合でも速やかな治療につながる。

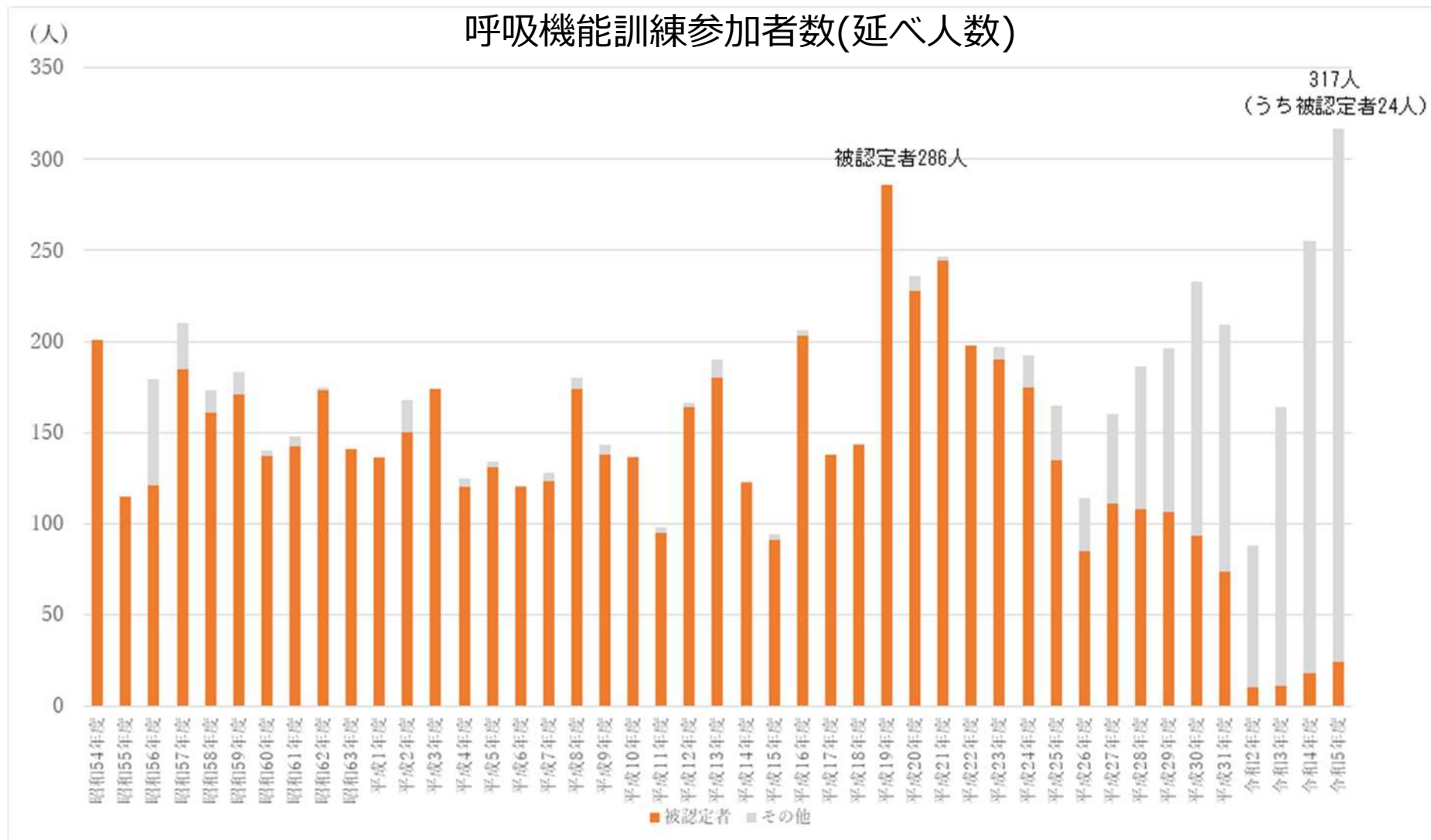
(イ) より多くの医療機関での受検環境を整えることで継続性を確保

⇒ 民間医療機関等を活用する方向で検討



3 具体的検討②

(2)呼吸機能訓練



3 具体的検討②

(2)呼吸機能訓練

ア 状況変化等

(ア)コロナ禍や高齢化等により、被認定者の参加は激減し一般の方の参加が大半

(イ)センターでは時間的・場所的な制約があるが、パンフレットや動画配信等、啓発環境が充実

イ 今後の方向性

(ア)被認定者向け：既存の家庭療養指導事業等の取組強化により、個別訪問による効果的な指導等を実施するほか、個別訪問対象外の被認定者に対しても、パンフレット等による啓発を継続的に実施

(イ)地域住民向け：市が環境再生保全機構等の啓発物等を活用し、紙媒体やWEB等を通じた啓発を行うことで、時間的・場所的な制約がなく、多くの方が利用可能な環境を整備し、事業の継続性も確保

⇒一部行政が役割りを担いつつ、環境再生保全機構等の啓発物を活用する方向で検討

3 具体的検討③

(3)呼吸器健康相談

ア 状況変化等

(ア)センターでは時間的・場所的な制約があるが、環境再生保全機構等による電話相談体制が充実

イ 今後の方向性

(ア)気管支ぜん息に関する気軽な相談機能の確保は重要

(イ)市が、環境再生保全機構等の電話相談の活用に関して、紙媒体やWEB等を通じた広報を行うことで、時間的・場所的な制約がなく、多くの方が利用可能な環境を整備し、事業の継続性も確保

⇒一部行政が役割りを担いつつ、環境再生保全機構等の電話相談を活用する方向で検討

【総括】

(1)から(3)の検討のとおり、センターにより提供される事業について、他に代わりうる主体や手法により事業の継続は可能

⇒センターと連携した取組を継続することは困難と判断

4 財政的・人的な経営基盤の検証①

さらに、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」を踏まえ、センターの経営基盤を検証

(1)法人の財務・人的状況

ア 運営費補助：法人の収支不足に対し基金を原資として両市合計年額約3,000万円を補助

イ 人件費補助：法人が雇用する川崎市及び横浜市OBの職員の給与に対し、令和6年度は年額合計約1,400万円を補助

ウ 基金の残高：川崎市約1億7千万円、横浜市約1億3千万円（令和5年度末時点）

エ 正味財産：主に建物等の減価償却などにより約1,200万円が毎年遁減

オ 人件費や施設維持費などの固定費が多くを占めており、弾力性の低い経常収支となっていることから、大幅な経営改善が見込めない

4 財政的・人的な経営基盤の検証②

(2)財務シミュレーションの実施

法人に事業を実施する経営基盤はあるか、次の3つのパターンで実施

パターン	結 果
①現状維持パターン 【前提】現状のまま事業を継続	令和14年度末に基金残高がマイナスとなるため、法人の事業継続が困難となる見込み
②経営改善パターン 【前提】仮に医学的検査の単価を2倍に増額し、事業収益の増加を図る	令和16年度末に基金残高がマイナスとなるため、法人の事業継続が困難となる見込み
③土地返却考慮パターン 【前提】事業終了後、土地返却を考慮し、コストを削減しつつ事業実施	令和8年度末をもって事業を終了することで、基金から、建物除却費用等に対応することを想定

【結論】

今後も基金を原資とした補助金での対応が継続されることとなるが、法人の自立的な運営が見込めない以上、事業を実施する経営基盤が十分整っているとは言えない

5 今後の取組の方向性①

(1) 民間医療機関等を活用した事業提供へ完全移行

事業名	対象	具体的取組
医学的検査	被認定者	検査受入可能な民間医療機関等への完全移行
呼吸機能訓練	被認定者	家庭療養指導事業等の取組強化 啓発パンフレット等による啓発の充実
呼吸機能訓練	地域住民	啓発パンフレットや、DVD、WEBによる動画配信など、啓発環境の充実
呼吸器健康相談	地域住民	環境再生保全機構等の電話相談の活用

(2) センターへの補助金の廃止及び委託の終了

移行期間や法人手続き等を考慮し、委託は令和8年度、補助金は令和9年度まで継続

5 今後の取組の方向性②

(3) 今後必要な対応等

- ア 被認定者への丁寧な周知・対応
- イ 事業の移行期間(令和8年度まで)並びに令和9年度は、センターの体制を維持しなければならないため、必要となる委託と補助金については、継続を基本
- ウ センター職員に関して、今後の雇用に配慮
- エ センター保管の医学的検査の記録等については取扱いを整理（医療法等）
- オ センターの残余財産の取扱いは出捐者である川崎市と横浜市へ寄付する方向で調整
- カ センター用地については更地化し、都市再生機構への返還を基本